別表第1(第8条関係)

受益者負担金等徴収猶予基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 該当条項 | 徴収猶予項目 | 被害程度又は療養期間 | 徴収猶予期間 | 備考 |
| 条例第13条第1号 | 農地 |  | 土地の状況が農地でないと認められるまでの期間 |  |
| 山林 |  | 土地の状況が山林でないと認められるまでの期間 |  |
| 係争地 |  | 受益者の決定(判定)の日までの期間 |  |
| その他市長が特に必要と認めたとき。 |  | その都度決定する期間 |  |
| 条例第13条第2号 | 災害に遭ったとき。 | 30パーセント以上 | 6か月以内 | 公のり災証明書を添付すること。 |
| 50パーセント以上 | 1年以内 |
| 100パーセント | 2年以内 |
| 盗難に遭ったとき。(時価) | 10万円以上 | 6か月以内 | 警察署の盗難の届出に関する証明書を添付すること。 |
| 30万円以上 | 1年以内 |
| 50万円以上 | 1年6か月以内 |
| 100万円以上 | 2年以内 |
| 受益者又は受益者と生計を一にする親族が病気又は負傷により長期療養を必要とするとき。 | 1年以上 | 1年以内 | 医師の証明書を添付すること。 |
| 3年以上 | 2年以内 |
| その他市長が特に必要と認めたとき。 |  | その都度決定する期間 |  |